

東南アジア・オセアニア地域 税務ニュース 2025年7月号

July 2025 | Volume 45



目次

1. 今月のハイライト	p.1		
2. 各国税務ニュース(2025年6月30日時点)	p.2-3		
オーストラリア	マレーシア	ベトナム	
タイ	シンガポール	インドネシア	フィリピン
3. セミナー情報	p.4		
4. 各国問い合わせ先	p.5		

今月のハイライト

- オーストラリア税務局(ATO)は2025年5月29日に過少資本税制に係る負債額に関する実務コンプライアンス・ガイドラインの草案を公表し、2025年6月30日を提出期限として草案に関するパブリックコメントを募集しました。本ガイドラインには、インバウンドのクロスボーダー関連者間負債額に対する移転価格税制の適用に関するATOのコンプライアンスアプローチ等の内容が盛り込まれています。
- マレーシアにおいて2025年7月1日より売上税およびサービス税の課税範囲が拡大されました。売上税においては、従来は免税または5%とされていた品目のうち一部について、税率が5%または10%に引き上げられ、サービス税については一定のサービスが新たに課税対象に加えられました。
- ベトナム国会において2025年6月17日、付加価値税率の引き下げを含む決議が承認されました。この引き下げ措置は、2025年7月1日から2026年12月31日まで有効となります。今回の決議では新たにITサービス、金属製プレハブ製品、輸入および流通段階における石炭、コークス、精製石油、化学製品、ガソリンなどが税率引き下げの対象に追加されました。

各国税務ニュース(2025年6月30日時点)

オーストラリア

[Monthly Tax Update June](#)



オーストラリア税務に関する直近の動向のうち、以下を含む点について解説しています。

- [生産性委員会 – 法人税改革を優先的改革分野に特定](#)
- [ATO のウェブサイト上で「ピラー2」に関するガイダンス更新](#)
- [最新版の追加年次 GST 申告書の発表](#)
- [オーストラリアの過少資本税制: 負債額に関する ATO によるガイダンスの草案](#)

マレーシア

[売上税およびサービス税の課税範囲の拡大](#)



2025年7月1日より、マレーシアの売上税およびサービス税の課税範囲が拡大されました。概要は以下のとおりです。

- (1) 売上税: 従来は免税または5%とされていた品目のうち一部について、税率が5%または10%に引き上げられました。
- (2) サービス税: 次のカテゴリーが新たに課税サービスに加えられました。
 - レンタル、リース
 - 建設工事
 - 民間の医療
 - 私立の教育
 - 金融(課税範囲の拡大)

ベトナム

[ベトナム企業に対する電子識別・認証\(eID\)登録義務](#)



2024年6月25日、政府は、電子識別・認証(eID)に関する政令 69/2024/NĐ-CP を公布し、ベトナムの企業に法人 eID アカウントの登録を義務付けました。この要件への対応期限は2025年6月30日です。

[VAT 税率の2%引き下げを2026年末まで延長する改正案の承認](#)

2025年6月17日、第15期国会第9回会議において、VAT税率の引き下げを含む決議が承認されました。この引き下げ措置は、2025年7月1日から2026年12月31日まで有効です。

これまでの決議と比較すると、今回のVAT率引き下げの対象範囲は拡大されており、新たにITサービス、金属製プレハブ製品、輸入および流通段階における石炭、コークス、精製石油、化学製品、ガソリンなどが追加されました。

[新CIT法のいくつかの重要な変更点](#)

国会は、CIT新法を承認しました。新CIT法は、2025年10月1日から施行され、2025年度以降の課税年度に適用されます。

[みなし輸出入取引に関する新ルール](#)

2025年6月25日、国会は、関税法およびVAT法の両方において、みなし輸出入取引に関する規定の改正案を承認しました。これらの改正は2025年7月1日から施行されます。

タイ



タイ原産地証明の規制強化による影響

タイ商務省外国貿易局(Department of Foreign Trade、「DFT」)は、米国の相互関税措置を受けて、米国に輸出される物品がタイ原産であることを証明する非特恵原産地証明書(Non-Preferential Certificates of Origin、「NPCO」)の管理を厳格化します。これには、米国の製品監視リストの拡大と NPCO の発行プロセスの厳格化が含まれます。

源泉税代理業務の電子プラットフォームへの移行

歳入局長通達第 457 号(Director-General Notification)の発行により、歳入局は源泉税申告の代理手続きを電子化するために、代理人の任命契約を電子的に締結し、印紙税を電子的に納付することを義務付けました。複数の源泉徴収義務者を受け持つ源泉税申告の代理人は、歳入局の電子申告システムを通じて承認を申請し、条件に同意する必要があります。この規則は、2025 年 7 月 1 日以降の所得の支払いに適用されます。

シンガポール



国外資産の譲渡に係る e-Tax Guide の改訂

内国歳入庁(IRAS)は 2025 年 6 月 6 日に国外資産の譲渡益課税に関する通達(e-Tax guide)の FAQ の改訂を行いました。改訂前はシンガポール企業が国外資産の譲渡対価として約束手形を受け取り、その手形をシンガポール国内に持ち込んだ場合は、国外源泉所得が国内に送金されたとみなされる旨の FAQ が記載されていましたが、この FAQ は今後検討を行う期間、一時的に削除されることとなりました。

インドネシア



暫定税金還付についての最新情報／委託貨物(barang kiriman)関連の税関・税制規定の更新

2024 年 12 月 27 日、過払い税額の暫定税金還付手続きを定める PMK-39 に対し、財務大臣から第 3 次改正規定 PMK-119 が発令されました。暫定税金還付の対象となるのは、特定の基準を満たす納税者(いわゆるゴールデン納税者)、低還付額納税者、そして低リスク VAT 課税対象事業者です。

2025 年 2 月 3 日、財務省は、委託貨物(barang kiriman)に関する関税および税の規定を更新するために、PMK-96 の 2 回目の改正となる PMK-4 を発行しました。

フィリピン



資本市場効率化促進法(共和国法第 12214 号)の成立

2025 年 5 月、マルコス大統領の署名により、共和国法第 12214 号(Capital Markets Efficiency Promotion Act — 略称 CMEPA)が成立しました。従来、種類ごとに異なっていた利子所得に対する税率が 20% に統一(ただし、フィリピン国内で事業を行っていない非居住外国人および非居住外国法人を除く)された他、株式取引税の税率の 0.6% から 0.1% への大幅引き下げ、また、株式発行にかかる印紙税が従来の 1% から 0.75% に引き下げるなど、広範な税制改正が行われています。当法律は 2025 年 7 月 1 日に発効しています。

セミナー情報

各国または日本で直近実施したセミナー、および今後開催予定のセミナーについてご案内します。登録・視聴リンクがないセミナーについても、ご興味がありましたら下記の問い合わせ先までご連絡ください。

持続的な成長を牽引する CFO 組織への変革の鍵—マネージドサービスの活用—

本セミナーでは、外部のケイパビリティを活用し、企業が持続的な成長を実現するためのトランスフォーメーションに向けた取り組みを紹介します。特に早急に対応が必要な非財務情報の開示対応、生成 AI を活用したビジネスプロセスの効率化などの事例を踏まえた推進方法を詳しく取り上げます。

配信期間：2025年6月10日(火)～12月26日(金)

詳細および登録リンク：<https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/p1250528.html>

東南アジア子会社のガバナンスとリスクマネジメント —タイの不正・サイバーインシデント事例と日本親会社の管理態勢—

日系企業にとって東南アジア地域の重要性がますます高まるなか、グループ全体でのガバナンス構築への要求も一層強いものとなっています。一方で、東南アジア地域においてはガバナンス・コンプライアンスに対する意識の醸成が発展途上の段階であり、リスク対応が不十分な場合も少なくありません。

本セミナーでは、親会社としてのガバナンスと現地事情に即した現場対応を効果的に組み合わせるための情報を提供いたします。

配信期間：2025年2月3日(月)～8月29日(金)

詳細および登録リンク：<https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/a1250203.html>

各國問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwCの貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

共同統括責任者 神保 真人(税理士法人 パートナー)、菅原 竜二(PwCインドネシア パートナー)

PwC税理士法人(日本) 神保 真人、野田 幸嗣(移転価格)、大橋 全寿(移転価格)、青木 一憲(金融)

PwCインドネシア 菅原 竜二(カントリーリーダー)、糸井和光、深澤 直人、濱田 孝一、水野 直樹、
井上 由貴、余村 裕樹
問い合わせ先:id_jbd@pwc.com

PwCタイ 魚住 篤志(カントリーリーダー)、武部 純、山鳥 達彦
問い合わせ先:th_jbd@pwc.com

PwCベトナム 今井 慎平(カントリーリーダー)、塚本 裕之、金原 悠也、武田 勇人
問い合わせ先:vn_jbn@pwc.com

PwCフィリピン 東城 健太郎(カントリーリーダー)、林田 俊哉、赤羽 洋輔
問い合わせ先:ph_jbd@pwc.com

PwCマレーシア 杉山 雄一(カントリーリーダー)、佐藤 祐司、緩詰 真梨子
問い合わせ先:my_pwc_japandesk@pwc.com

PwCシンガポール ハワード・オオサワ(カントリーリーダー)、山本 尚紀、松本 弥生、野木 玄
問い合わせ先:sg_japan_desk_tax@pwc.com

PwCオーストラリア 寺崎 信裕(税務カントリーリーダー)、伊藤 大介、信夫 将
問い合わせ先:au_japan@pwc.com

Tax Academy について

PwC税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的としたe-learningコンテンツを2022年10月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwCグローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

www.pwc.com/jp/tax-academy

→ バックナンバーは、こちらからご覧ください。

PwCは、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界149カ国に370,000人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザリーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細はwww.pwc.comをご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2025 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.